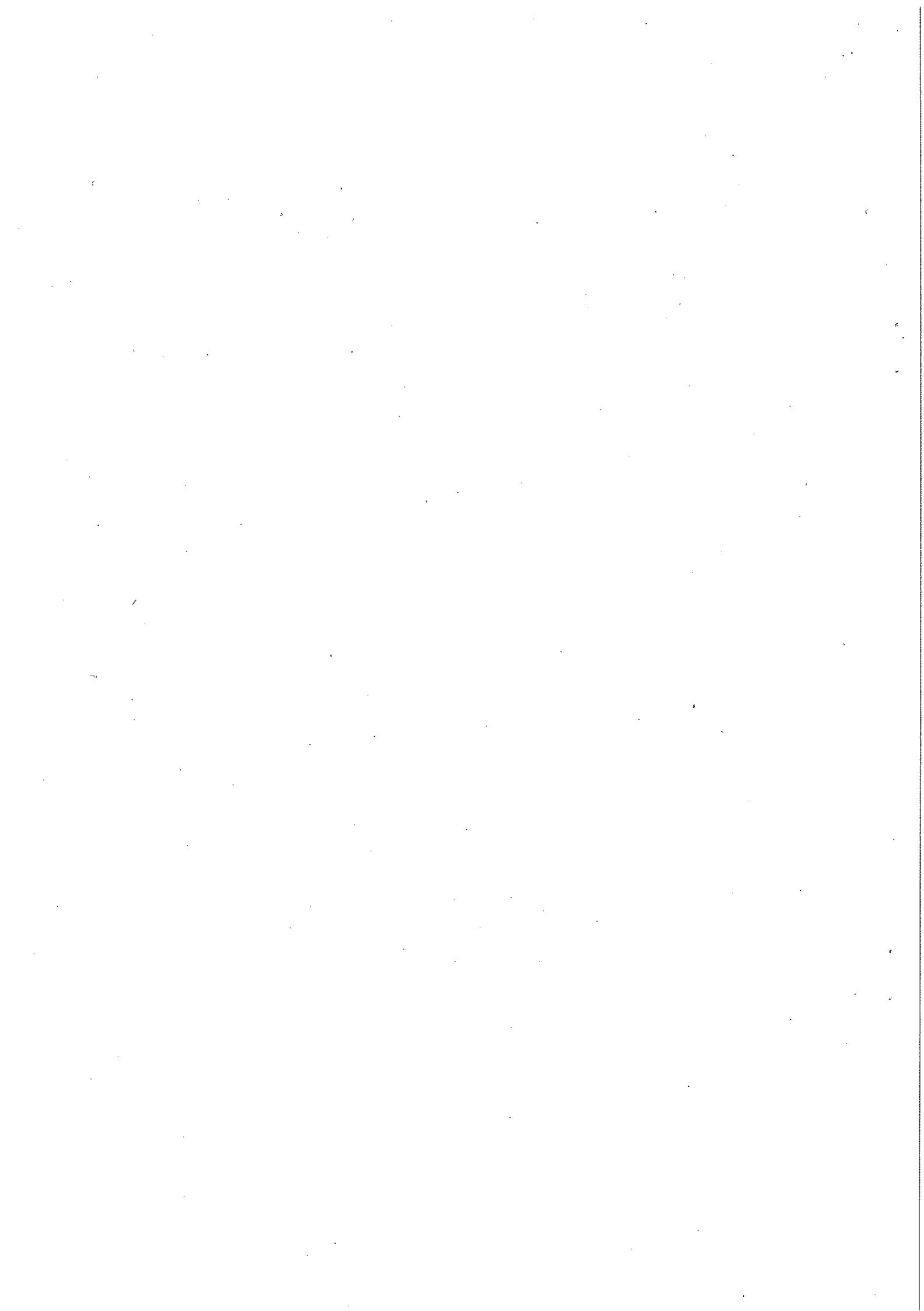


財政福祉委員会資料

平成27年6月30日

財政局



目 次

頁

1 固定資産税に係る特例の適用状況について	-----	1
2 津波避難施設に係る固定資産税の特例について	-----	3
3 猶予制度に係る市税条例改正の趣旨	-----	4
4 徴収猶予等が認められる主な事由	-----	4
5 猶予制度に係る市税条例施行細則からの変更内容	-----	5
6 市税の徴収猶予等の適用人数	-----	6
7 市税の徴収猶予等の猶予金額階層別適用人数	-----	6
8 市税の徴収猶予等の事由別適用人数	-----	7

1 固定資産税に係る特例の適用状況について

(1) 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅

ア 適用戸数

(単位:戸)

区分	適用戸数
千種区	110
東区	一
北区	145
西区	24
中村区	18
中区	107
昭和区	一
瑞穂区	一
熱田区	一
中川区	一
港区	54
南区	一
守山区	10
緑区	12
名東区	一
天白区	一
合計	480

(注) 平成27年度新規適用分である。

イ 軽減税額等

- ・軽減前の税額 30,214 千円
- ・軽減税額 17,056 千円
- ・軽減後の税額 13,158 千円

(2) 都市再生緊急整備地域において新たに取得された公共施設等

特例の対象となりうる、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業計画に係る建物等は次の4件があるが、いずれも現在建築中のため、平成27年度において、特例の適用はない。

- ・名駅三丁目27番地区建設事業
- ・名駅一丁目1番計画南地区（仮称）建設事業
- ・中京テレビ放送株式会社新社屋建設事業
- ・グローバルゲートプロジェクト

2 津波避難施設に係る固定資産税の特例について

(1) 経緯

ア 津波避難施設に係る特例の創設

平成23年12月、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、津波避難施設の普及を税制面から支援する観点から、適用期限を平成27年3月31日として特例が創設された。

イ 特例の適用期限の延長及びわがまち特例の導入

平成27年4月、適用期限を平成30年3月31日まで延長するとともに、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）が導入され、特例割合を条例で定めることとされた。

(2) 対象

津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域に存する津波避難施設のうち、平成30年3月31日までに市町村と管理協定を締結したもの

(3) 内容

ア 特例割合

課税標準の特例割合を、 $1/2$ を参酌して $1/3$ 以上 $2/3$ 以下の範囲で条例で定める割合とする。

（注）本市が定める割合は $1/3$

イ 適用期間

6年間

3 猶予制度に係る市税条例改正の趣旨

平成27年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、猶予制度について見直しがなされ、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、申請手続き等について条例で定めることとされたため、市税条例の改正を行う。

4 徴収猶予等が認められる主な事由

(1) 徴収猶予

ア 災害などによる徴収猶予

- ・震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盜難にかかったとき
- ・納税者等又は生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- ・事業を廃止し、又は休止したとき
- ・事業につき著しい損失を受けたとき
- ・その他類する事実があったとき

イ 賦課の遅延等による徴収猶予

(2) 換価の猶予

次の事由に該当し、かつ、納付について誠実な意思を有すると認められるとき

- ・事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき
- ・財産の換価を猶予することが、直ちに換価することに比して、徴収上有利であるとき

5 猶予制度に係る市税条例施行細則からの 変更内容

区分	現 行	改 正 案
徴収猶予を する場合に おける分納 金額	猶予する金額を均等に分割す る。ただし、特別な事由があ る場合を除く。 (市税条例施行細則第4条)	猶予期間内において、猶予を 受けようとする者の財産の状 況等からみて合理的かつ妥当 なものに分割する。 (市税条例第3条の2)
徴収猶予に 係る申請書 の記載事項	市税の年度、税目、納期限、 金額、猶予を受けようとする 金額及び期間 (市税条例施行細則第5条第 1項)	左記に加え、猶予事由、事情 の詳細、分割納付及び担保に 関する事項 (市税条例第3条の3第1項)
猶予期間の 延長に係る 申請書の記 載事項	猶予期間の延長を受けようと する市税の年度、税目、納期限、 金額、理由及び期間 (市税条例施行細則第5条第 2項)	左記に加え、事情の詳細、分 割納付及び担保に関する事項 (市税条例第3条の3第4項)

6 市税の徴収猶予等の適用人数

(単位：人)

区分	適用人数
徴 収 猶 予	4
換 価 の 猶 予	30
分 割 納 付	608

(注) 1 平成26年5月末時点の人数である。

2 分割納付は、地方税法上の規定はないが、事実上の猶予措置として認めているものである。

7 市税の徴収猶予等の猶予金額階層別適用人数

(単位：人)

区分	徴 収 猶 予	換 価 の 猶 予
10万円未満	—	3
10万円以上 50万円未満	3	18
50万円以上 100万円未満	—	4
100万円以上	1	5
合 計	4	30

(注) 平成26年5月末時点の人数である。

8 市税の徴収猶予等の事由別適用人数

(1) 徴収猶予

(単位：人)

区分	適用人數
災害などによる徴収猶予	4
災害又は盜難	—
病気又は負傷	4
事業の廃止又は休止	—
事業の著しい損失	—
その他類する事実	—
賦課の遅延等による徴収猶予	—
合計	4

(注) 平成26年5月末時点の人数である。

(2) 換価の猶予

(単位：人)

区分	適用人數
事業継続・生活維持困難	21
徴収上有利	9
合計	30

(注) 平成26年5月末時点の人数である。